

改正 平成15年8月18日
平成25年8月26日

平成19年10月1日

(目的)

第1条 この要綱は、八王子市特別職報酬等審議会条例（昭和39年八王子市条例第46号）別表に定める公募による市民委員（以下「公募委員」という。）を選任するにあたり、必要な手続を定めることを目的とする。

(応募の資格)

第2条 公募委員の応募資格は、次の各号のいずれにも該当することを要する。

- (1) 市内在住、在勤又は在学していること。
- (2) 年齢が応募締切日の時点で満18歳以上であること。
- (3) 市の他の委員会又は審議会等の委員でないこと。
- (4) 本市市議会議員及び本市職員の配偶者又は2親等内の親族でない者

(応募の方法)

第3条 公募は、八王子市広報と市ホームページで市民に周知する。

- 2 応募期間は、周知の日から4週間以内とする。
- 3 応募にあたっては、所定の申込書と別に定める課題に対する小論文を指定期限までに提出する。

(選考会の設置)

第4条 公募委員を適正に選考するため、八王子市特別職報酬等審議会公募委員選考会（以下「選考会」という。）を設置する。

(選考会の構成)

第5条 選考会は次に掲げるものをもって構成する。

選考委員長 総務部長
選考副委員長 都市戦略部長
選考委員 総合経営部長、学校教育部長

- 2 前項の規定にかかわらず、選考委員長は必要に応じて選考委員を追加することができる。

(選考方法)

第6条 公募委員の選考は、選考会において評価し選考する。選考に当たっては、補欠の選考もあわせて行う。

- 2 補欠については、順位をつけ2名まで選考できる。
- 3 評価は、小論文の内容（文章力、理解力）を中心に総合的に評価する。

(結果の通知)

第7条 公募委員の選考結果は、速やかに応募者全員に書面で通知する。

(応募書類)

第8条 応募書類は、理由の如何にかかわらず返還しない。

- 2 応募書類の保存年限は、5年間とする。

(庶務)

第9条 公募及び選考に関する庶務は、総務部職員課が行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、公募委員の選考に関し必要な事項は、選考会の協議により定める。

附 則

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月26日から施行する。